

—市立小・中学校の校区再編及び適正配置について—

答 申

(第 3 次)

平成20年12月8日

門真市学校適正配置審議会

目 次

	ページ
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 教育委員会からの諮問・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 第1次審議会答申・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 第2次審議会答申・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 適正配置事業の実績・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 審議の経過(第3次審議会)・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6 学校配置及び校区の再編についての基本的な考え方・・・・・・・・	10
1 第1次および第2次答申の尊重・・・・・・・・	10
2 門真市小・中一貫教育推進プランに基づく再編・・・・・・・・	10
3 市の財政事情の勘案・・・・・・・・	11
4 地理的条件等の勘案・・・・・・・・	11
7 再編にあたって留意すべき事項・・・・・・・・	12
1 再編統合対象校関係者への配慮・・・・・・・・	12
2 通学上の安全の確保・・・・・・・・	12
3 地域教育コミュニティの再編・・・・・・・・	12
8 具体的提言・・・・・・・・	13
1 第二中学校校区、第七中学校校区の再編について・・・・・・・・	13
2 第四中学校校区、第五中学校校区の再編について・・・・・・・・	14
3 統合(第一、第六)新中学校校区内の小学校再編について・・・・・・・・	15
4 第五中学校校区内の小学校再編について・・・・・・・・	17
5 第二中学校校区内の小学校再編について・・・・・・・・	19
おわりに・・・・・・・・	21

資 料 編

は じ め に

第3次門真市学校適正配置審議会の審議のさなかに迎えた平成20年は、学力を始めとする多くの教育問題を抱える大阪にとって、大きな変革の渦が巻き起こる年でありました。新たな大阪府知事による教育非常事態宣言、学力テスト結果の公開、大阪の教育界に一石のみならず二石三石を次々と投じる発言などにより、賛否入り混じる中、門真市も否応なく変革の渦に巻き込まれることとなりました。本審議会はこうした状況の中、学校適正配置の面から子どもたちの教育環境の整備、充実を何よりも第一義に考え、審議を行ってきました。

本審議会では、門真市教育委員会から3点の諮問を受け、第1次及び第2次答申の考えを引き継いだうえで審議し、その具体策について5つの具体的提言にまとめています。

審議を進めるうえで最も重要視したことは、教育委員会より提示された「門真市小・中一貫教育推進プラン」でした。プランの詳細については本編に記載されておりますが、これは子どもたちの学習意欲の低下、家庭での学習習慣の未定着、社会体験不足、不登校、非社会的行動等、子どもたちを取り巻く課題の解決を図る方策として策定されたものです。本審議会は、このプランに賛同し、プランの実現を図るための学校適正配置として、1中学校校区につき2小学校を配置することが適切であると判断し、学校配置及び校区の再編を審議するうえでの基本的な考え方の柱としました。

このたび、12回の審議を終え、これまでの審議の結果を取りまとめましたので、ここに答申します。教育委員会においては、この答申を基に、子どもたちを取り巻く諸問題の解決に向けた有効な教育行政を展開されることを切に願うものです。

1 教育委員会からの諮問

本審議会は、附属機関に関する条例（資料編1㉟）及び門真市学校適正配置審議会規則（資料編2㉟）の規定に基づき、門真市教育委員会から次の3点についての諮問を受け（資料編4㉟）、審議を行った。

- 1 小学校区と中学校区の接続を図るための校区再編について
- 2 第二京阪道路建設に伴い分断される校区の再編について
- 3 小・中学校の適正配置について

2 第1次審議会答申（平成12年3月）

【基本的提言】

- 1 基本的には小・中学校とも12～18学級の標準規模校が適正であると考えますが、19～24学級についても許容範囲として加えて、いわゆる中規模校（12～24学級）を適正規模とする。
- 2 児童・生徒の通学路の安全確保を重視する。
- 3 小学校単位で、中学校の通学区域を定めることが望ましい。
- 4 地域と学校の連携をさらに推し進める上で、これまでの、地域の自治会や社会教育団体等の活動と通学区域の関連を尊重すべきである。
- 5 自由校区は本来望ましいものではなく、廃止すべきである。
- 6 現行のとおり、市街化調整区域が市街化区域になるまでの期間は、指定変更を認める。
- 7 適正規模の基準から外れる学校は、改善すべき対象校とする。
- 8 通学区域を変更する場合は、在校生、保護者、地域住民の意向に配慮すること。
- 9 今後、法改正等により、学級規模に大幅な変更があった場合は、改めて検討の機会を設けること。
- 10 今後、第二京阪道路や都市計画等により、校区変更の必要性が生じ、適正規模の基準から外れる学校が出現する場合は、改めて検討の機会を設けること。

【具体的提言】

- 1 中央小学校と浜町小学校を統合する。
- 2 第一中学校と第六中学校を統合する。
- 3 北巢本小学校は、今後の動向を見きわめる必要があり、結論は再検討の機会に委ねる。
- 4 南小学校と水島小学校の統合については、教育上の問題等の課題解決が必要である。

3 第2次審議会答申 (平成14年3月)

学校統合について

(1) 学校統合に対する基本的な考え方

- * 2校を統合して新たな学校をつくるという観点に立つ。
- * これからの教育改革に対応できる新しい時代にふさわしい施設、設備を備えた学校づくりを目指す。
- * 地域のコミュニケーションセンターとしての学校の役割については、関係者により協議を進める。

(2) 具体的提言について

【具体的提言1】 中央小学校と浜町小学校について

- * 浜町小学校の用地を使用する。

【具体的提言2】 第一中学校と第六中学校について

- * 第六中学校または小学校統合後の用地を使用する。

【具体的提言3】 北巣本小学校について

- * 第1次答申の趣旨を尊重し、一定の時期に再検討を行うこととする。

【具体的提言4】 南小学校と水島小学校について

- * 水島小学校の用地を使用する。
- * 当分の間、教育上の配慮が必要である。

校区編成について

(1) 校区編成に対する基本的な考え方

- * 第1次答申の基本的提言に基づき、下記項目に留意すること。
 - 1 児童・生徒の通学路の安全確保を重視する。
 - 2 小学校単位で、中学校の通学区域を定めることが望ましい。
 - 3 地域と学校の連携をさらに推し進める上で、これまでの、地域の自治会や社会教育団体等の活動と通学区域の関連を尊重すべきである。
 - 4 自由校区は本来望ましいものではなく、廃止すべきである。

5 通学区域を変更する場合は、在校生、保護者、地域住民の意向に配慮すること。

(2) 自由校区について

- ※ 自由校区は廃止する。
 - ・ 松生町、深田町、柳田町、桑才新町（府道深野南寺方大阪線以南を除く）については、速見小学校区とする。
 - ・ 桑才新町（府道深野南寺方大阪線以南）、東田町、大字桑才、大字三番については二島小学校区とする。

(3) 中学校区の再編について

【校区再編の考え方】

※ 1 小学校の卒業生が2 中学校に分かれて進学する問題についての審議。

① 門真小学校区について

- ※ 元町については、第三中学校区とする。

② 二島小学校区について

- ※ 自由校区の廃止により、第七中学校へ進学することになり、解消する。

③ 中央小学校区について

- ※ 第一中学校と第六中学校の統合により、解消する。

④ 浜町小学校区について

- ※ 第一中学校と第六中学校の統合により、解消する。

⑤ 水島小学校区について

- ※ できるだけ早期に水島小学校区の大字三ッ島について、第四中学校区とするのが望ましい。

⑥ 大和田小学校区について

- ※ 常盤町、大橋町を第二中学校区とした場合、第七中学校の生徒数がかなり減少するという問題が生じる。また、大池町を第七中学校区とした場合、第二中学校区の中央に第七中学校校区の大池町が位置することとなる。

⑦ 東小学校区について

- * 府道八尾枚方線以西の江端町を第五中学校区とした場合、第五中学校の生徒がかなり増加するという問題が生じる。

以上の審議の中で、①から⑤までは、一定の結論に達した。

⑥、⑦については、通学路の安全面、第二京阪道路開通後の児童・生徒数の変化、また、小学校区の変更も含めて校区編成を視野に入れるべきかどうか、審議会においては、考慮すべき課題が多く結論を出すには至らなかった。

今後の動向も見た上で、早い時期に方向性が出せるよう、検討をお願いしたい。

4 適正配置事業の実績

第1次及び第2次審議会の答申を受け、門真市教育委員会において実施された、又は実施予定の適正配置事業は次のとおりである。

- ① 元町を第六中学校校区から第三中学校校区に変更
(15年4月入学の生徒から段階的に実施)
- ② 自由校区(松生町、深田町、柳田町、桑才新町、東田町、桑才、三番)を廃止
(16年4月入学の生徒から段階的に実施)
- ③ 南小学校と水島小学校を統合し砂子小学校を開校(平成17年4月開校)
- ④ 中央小学校と浜町小学校を統合し浜町中央小学校を開校
(平成19年4月開校)
- ⑤ 第一中学校と第六中学校を統合(平成24年4月開校予定)

5 審議の経過(第3次審議会)

審議会の開催日時・場所及び主な審議事項については、次のとおりである。

審議会での資料については、(資料編6頁)に一覧を掲載している。

- 第1回審議会 平成19年8月31日(金) 市役所第2別館第1会議室
教育委員会より諮問を受ける。
提出された資料に基づき、第1次及び第2次審議会答申の内容について確認。
提出された資料に基づき、門真市の学校配置の現状について確認。
今後の審議の進め方等について審議。
- 第2回審議会 平成19年9月27日(木) 門真市教育センター第2研修室
第二京阪道路の概要について、浪速国道事務所及び西日本高速道路㈱より説明を受けた後、現場視察を行う。
第1次及び第2次審議会からの継続審議事項について確認。
提出された資料に基づき、浜町中央小学校における統合のメリット、及び小・

中学校の教室数について審議。

- 第3回審議会 平成19年11月29日（木） 市役所第2別館第1会議室
提出された資料に基づき、門真市小・中一貫教育推進プランに係る審議会での課題について審議。
- 第4回審議会 平成20年1月29日（火） 市役所第2別館第1会議室
提出された資料に基づき、第二中学校校区、第七中学校校区の再編について審議。
- 第5回審議会 平成20年2月25日（月） 市役所第2別館第1会議室
提出された資料に基づき、第二中学校校区、第七中学校校区の再編（継続審議）、及び第四中学校校区、第五中学校校区の再編について審議。
- 第6回審議会 平成20年5月16日（水） 市役所第2別館第1会議室
提出された資料に基づき、第四中学校校区、第五中学校校区の再編（継続審議）、及び統合（第一、第六）新中学校校区内の小学校再編について審議。
- 第7回審議会 平成20年6月30日（月） 市役所第2別館第1会議室
提出された資料に基づき、第五中学校校区内の小学校再編について審議。
- 第8回審議会 平成20年8月25日（月） 市役所第2別館第1会議室
提出された資料に基づき、第五中学校校区内の小学校再編（継続審議）について審議。
- 第9回審議会 平成20年10月2日（木） 市役所第2別館第1会議室
提出された資料に基づき、第五中学校校区内の小学校再編（継続審議）、及び第二中学校校区内の小学校再編について審議。
- 第10回審議会 平成20年10月29日（水） 市役所第2別館第1会議室

提出された資料に基づき、第二中学校校区内の小学校再編（継続審議）について審議。

- 第11回審議会 平成20年11月18日（火） 市役所別館第2会議室
提出された資料に基づき、第3次答申（案）について審議。
- 第12回審議会 平成20年12月8日（月）
提出された資料に基づき、第3次答申（案）について審議。

6 学校配置及び校区の再編についての基本的な考え方

再編については次の各項目を念頭に審議を行った。

1 第1次及び第2次答申の尊重（本答申2～5頁参照）

2 門真市小・中一貫教育推進プランに基づく再編

第3回審議会において、門真市教育委員会策定の「門真市小・中一貫教育推進プラン」（資料16参照）について事務局より提示があった。その概要は次のとおりである。

門真市では、教育課題として小学校における学級が機能しない状態に陥る現状、いわゆる学級崩壊や中学校において激増する不登校問題、生徒指導上での暴力・授業妨害などの非行行為の低年齢化と問題行動の増加などを抱えている。また、最近の子どもたちの心身の成長には著しい差異が見られ、これまでのように小学校6年間、中学校3年間という別々の枠組みの中で課題解決にあたることは不十分である。

また、国の中央教育審議会で「新しい時代の義務教育を創造する」（平成17年10月答申）において「義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題がある」ことが指摘されている。例えば、本市の平成18、19年度の不登校児童・生徒数調査の平均は、小学校6年生が9人に対して中学校1年生は32人で約3倍超の増加になり、他の学年と比べ高くなっている。また、平成19、20年4月に実施した全国学力・学習状況調査の学習理解度の項目で本市の結果は、「授業はよくわかる」という質問において、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」のいずれかと回答した小学校6年生の平均割合が国語67.9%、算数70.6%であったのに対し、中学校3年生では国語57.9%、数学51.5%で、中学校では、小学校より約4割超の生徒が授業内容についてあまりよくわからないと回答している。

このような状況から本市の小学校と中学校の間にも、学習や学校生活等において大きな段差があり、この段差を乗り越えるのに苦慮している子どもたちのために適切な支援が必要である。

このプランの目指す方向は、

- ① 小中学校の交流を深め、お互いの良さを取り入れることのできる基盤づくり
- ② 中学校区を単位とした特色ある教育や地域交流の推進
- ③ 子どもの発達段階を見通し、一貫した9年間の学習指導や生徒指導の展開
- ④ 異学年・校種交流の推進による、豊かな人間性や社会性の育成とされている。

審議会では、プランの実現を図るための学校適正配置として1中学校校区につき2小学校を配置することが適当であると判断し、学校配置及び校区の再編を審議するうえでの基本的な考えとした。

3 市の財政事情の勘案

再編にあたっては、市の財政事情を勘案する必要がある。限られた予算・財産の有効活用により実現可能な再編について審議を行った。

4 地理的条件等の勘案

幹線道路、鉄道、大きな河川等は、地域を分断する要因となり、また児童・生徒の通学上の安全確保の観点からも、校区の境界とすることが望ましい。

7 再編にあたって留意すべき事項

第3次審議会では、学校の再編統合や校区再編について具体的な審議が行われた。これらを実施するにあたっては、該当校の児童・生徒、保護者、地域住民等への一定の影響（痛み）は避けられないものとなる。次の各項目について、十分留意されたい。

1 再編統合対象校関係者への配慮

再編統合の対象となる学校の中には、明治からの歴史・伝統を誇る学校もあり、地域住民にとっては、思い入れの深いものとなっている。審議会委員からの、伝統校の存続を訴える強い意見もあり、対象校関係者に対する丁寧な説明と意見の収集、新設校又は存続校への歴史・伝統の継承等、十分な配慮が必要となる。そのうえで、歴史・伝統の維持のみに偏ることなく、地域と共に新しい学校を作り上げてゆく、といった視点が重要である。

2 通学上の安全の確保

校区再編の際には、通学路の変更及び延長も伴うこととなり、児童・生徒の通学上の安全確保に最大限の努力を払う必要がある。

3 地域教育コミュニティの再編

これからの学校運営には、これまで以上に地域の協力が不可欠となる。学校・校区の再編は、当該地域教育コミュニティの再編につながることから、地域間の連携や融合の視点をもって再編にあたり、地域の協力が得られるよう努めなければならない。また、地域行事等において協力連携を図るなど、地域の特性を活かした学校づくりに努めなければならない。

8 具体的提言

1 第二中学校校区、第七中学校校区の再編について

- | |
|----------------------------------|
| 1 常盤町及び大橋町（現第七中学校校区）は第二中学校校区とする。 |
|----------------------------------|

※ 資料18

第2次審議会からの継続審議事項。

大和田小学校校区のうち常盤町と大橋町の生徒が第七中学校へ、大池町の生徒が第二中学校へ進学することとなっており、第1次答申の「小学校単位で、中学校の通学区域を定めることが望ましい。」との考え方にそぐわない状況となっている。

現実においても、小・中9年間での整合性ある教育の取り組みの維持及び小学校6年間での人間関係の維持に困難が生じ、さらに常盤町・大橋町の生徒の第七中学校内での小集団化の問題が生じている。そのうえ、小・中交流における調整の困難さなど、特に中学校側の負担が大きいものとなっている。

また、第七中学校校区が、南北に長いびつな形状となっており、常盤町・大橋町の生徒に通学上の負担を強いている。

こうした状況の改善のためにも、進学先中学校の統一が必要となる。

常盤町及び大橋町を第二中学校校区に変更した場合、推計の結果、第二、第七中学校共に適正規模の維持が可能である。

なお、その際には、常盤町・大橋町の生徒は第二中学校への通学の際に、路肩・歩道共に狭い市道大和田茨田線を横断する必要があるため、安全確保のための点検が必要となる。

2 第四中学校校区、第五中学校校区の再編について

- 1 江端町（現脇田小学校校区及び東小学校校区）は全域を脇田小学校校区とする。

※ 資料20

第2次審議会からの継続審議事項。

現在、江端町のうち、第四中学校より東側の地区（以下「Y地区」という。）の児童が東小学校へ、西側の地区の児童が脇田小学校へ通学し、両地区児童が卒業後は第四中学校へ進学することとなっている。東小学校から見た場合、卒業した児童が第四中学校と第五中学校に分かれて進学することとなっており、第1次答申における「小学校単位で、中学校の通学区域を定めることが望ましい。」との考え方にそぐわない状況となっている。

現実においても、第二、第七中学校校区と同様の問題が生じており、また、Y地区の児童が、幹線道路の一つである府道八尾枚方線を横断して東小学校へ通学する現実があり、改善の必要が認められる。

改善にあたっては、大きな河川や幹線道路を校区の境界線とする考えから、Y地区を脇田小学校の校区とすることが考えられる。

この場合、推計の結果、脇田小学校、東小学校共に適正規模の維持が可能と推測される。児童数の増える脇田小学校においては、最大の場合でも特別教室の普通教室への転用により受け入れ可能となっている。

3 統合（第一、第六）新中学校校区内の小学校再編について

- 1 新中学校校区内の小学校は、古川橋小学校と浜町中央小学校の2校とする。
- 2 北小学校は、浜町中央小学校と門真小学校に分離統合し、北小学校校区の大阪中央環状線東側（向島町、月出町、泉町、松葉町）を浜町中央小学校校区及び新中学校校区、西側（堂山町、小路町）を門真小学校校区及び第三中学校校区とする。

※ 資料26、38

第1次及び第2次答申に基づき、第一中学校と第六中学校を統合した場合、統合新中学校の校区内には、北小学校、古川橋小学校、浜町中央小学校の3校が存在することとなる。門真市小・中一貫教育推進プランにおける「1中学校校区内に2小学校を配置する」との考えに基づき、小学校を2校とすることについて具体的に審議を行った。

小学校を2校とする場合、古川橋小学校については、校区が東西に長く、校地が校区の西端に位置しているため、校区内の東側地域の児童の通学を考え、学校及び校区は現状のままとする。

その結果、北小学校と浜町中央小学校を統合することが考えられる。

北小学校の平成20年度の児童・学級数は358人12クラスの小規模校に近い状況となっており、今後も減少の一途となることが見込まれ、適正規模の維持が困難となる。また、北小学校は校舎が古く、耐震補強の必要があるものの、接続する道路が狭隘で、工事車輛の進入が困難であり、現状では大規模な工事の実施が困難となっている。このため、今後も引き続いての校地・校舎使用は非常に困難となる。その一方、浜町中央小学校の校舎は平成19年度の学校統合に伴い大規模改修及び耐震補強を終えており、今後の使用には問題がないことから、統合小学校には浜町中央小学校の校地・校舎を使用する。

しかしながら、北小学校を浜町中央小学校に単純に統合して全児童を受け入れる

場合には、児童数の増加に伴う浜町中央小学校の校舎増築が必要となるが、運動場面積を圧迫する等、校舎配置上の課題が残るため北小学校の全児童の受け入れは不可能となる。

北小学校校区内の小路町及び堂山町は大阪中央環状線で分断されており、大きな道路を渡って通学している現状がある。また、浜町中央小学校に単純に統合した場合は、通学路が複雑となり安全性に課題が残る。そのため、小路町・堂山町の児童は門真小学校に、向島町、月出町、泉町、松葉町の児童は浜町中央小学校に通学するものとする。その場合、門真小学校、浜町中央小学校共に、特別教室の転用等により、適正規模の範囲内での児童受け入れが可能となる。第三中学校においても受け入れが可能と見込まれる。また、門真小学校及び第三中学校においては、北小学校児童の受け入れのため、一定の施設整備を図ることが望ましい。

なお、この提言においてのみ、小学校の分離統合を示している。対象となる北小学校は、昭和37年に創立し、まもなく50周年を迎えようとしている歴史ある学校であり、中央環状線で校区が分断されているものの、校区内の地域活動も活発に行われている。再編の実施に際しては、別々の学校に分かれて通学することとなる児童、並びに地域等に対する十分な配慮が必要となる。

4 第五中学校校区内の小学校再編について

- 1 第五中学校校区内の小学校は、現在の3校を再編し、新小学校2校を設置する。
- 2 新小学校の校区は、次のとおりとする。(資料編11～12頁参照)
北側校区：北巢本小学校校区全域
四宮小学校校区の第二京阪道路及び国道163号の北側
巢本町
市道岸和田北15号線及び岸和田住宅西バス停西側道路
以北の北岸和田1丁目
南側校区：北側校区を除く第五中学校校区
- 3 新小学校の校地・校舎には、北側校区は現在の北巢本小学校、南側校区は現在の東小学校の校地・校舎を活用する。

※ 資料28、30、31、32

この提言は、本答申における具体的提言の2が実施されていることを前提としている。

現在、第五中学校校区には、四宮小学校、北巢本小学校、東小学校の3校が存在している。門真市小・中一貫教育推進プランにおける「1中学校校区内に2小学校を配置する」との考えに基づき、小学校を2校とすることについて具体的に審議を行った。また、今後開通予定の第二京阪道路が校区のほぼ中央を通ることとなるため、この側面からも小学校再編の審議を行った。

現状においては、四宮小学校はここ数年、学級数が20を超える大規模校の状況が続いており、児童数は減少傾向にあるものの、宅地開発の進行により大規模のまま推移することも考えられる。逆に北巢本小学校は、単学級学年もある小規模校の状況が続いており、第1次、第2次答申においても、児童数、第二京阪道路等の動向を見きわめたうえで再検討することとなっていた。東小学校は、適正規模を維持しているものの、前述のとおり江端町を脇田小学校校区にすることにより、小規模

校となることが見込まれる。こうしたアンバランスな状態の改善の観点からの審議も必要となった。

小学校3校を2校とする場合、校区については、大きな河川や幹線道路を校区の境界線とする考え方にに基づき、生活圏に大きな変化をもたらす第二京阪道路を境界線の基本と考え、第二京阪道路の北側と南側で校区を分けることとする。ただし、巢本町及び北岸和田1丁目を中心とする地域については南北校区の児童数バランスを考慮し、北側校区とする。

使用する校地・校舎について、四宮小学校の校舎は他校と比較して古いものとなっており、耐震性についても十分でないことから建替が必要で、建替えに要する費用は、耐震補強を施す場合に比べて莫大なものとなる。北巢本小学校の校舎については、耐震補強を施したうえで使用が可能である。東小学校についてはすでに耐震性を備えており、現状のままで使用が可能である。

以上、耐震性、費用対効果、学校配置等の観点から審議した結果、北側校区では北巢本小学校、南側校区では東小学校の校地・校舎を使用することとした。

この場合、当該地域の児童の通学上の安全性確保には細心の注意を払う必要がある。北側校区においては、巢本町及び北岸和田1丁目を中心とする地域の児童は、国道163号、第二京阪道路及び府道八尾枚方線の3本の道路を横断することとなる。また、南側校区においては、島頭3丁目をはじめとして、通学距離が著しく長くなる地域が生じるため、児童の通学上の安全性確保には細心の注意を払う必要がある。

再編後の児童数については、現在の児童数推移から推計した結果、両校区共に適正規模の範囲内となることが見込まれる。

5 第二中学校校区内の小学校再編について

- 1 第二中学校校区内の小学校は2校とする。
- 2 小学校校区は国道163号を境界とする2校区とする。
- 3 国道163号南側の校区は現状どおり沖小学校を配置する。
- 4 国道163号北側の校区は大和田小学校と上野口小学校を統合し、新小学校を配置する。
- 5 新小学校の校地・校舎には、現在の上野口小学校の校地・校舎を活用する。

※ 資料34、35

この提言は、本答申における具体的提言の1が実施されていることを前提としている。

現在、第二中学校校区には、大和田小学校、沖小学校、上野口小学校の3校が存在している。門真市小・中一貫教育推進プランにおける「1中学校校区内に2小学校を配置する」との考えに基づき、小学校を2校とすることについて具体的に審議を行った。

校区を2つに分けるにあたっては、校区のほぼ中央を東西に国道163号が通っており、大きな河川や幹線道路を校区の境界線とする考え方に照らし合わせた場合、小学校区の境界線として適当と考えられる。

国道163号南側の校区（以下「南校区」という。）は、現在も沖小学校の校区となっている。沖小学校の児童数は、近年減少傾向にあるが、校区内には田畑が多く、今後開発によって児童数増の可能性があることから、南側校区は現状のままだが望ましい。

国道163号北側の校区（以下「北校区」という。）には、大和田小学校と上野口小学校があり、両校の児童数を合わせた場合、現在の推計で平成21年度は児童数855人で24クラスとなっており、適正規模の許容範囲内となる。

これらを勘案した結果、第二中学校校区内の小学校配置は、国道163号を境と

した北校区と南校区に分ける。北校区には、大和田小学校と上野口小学校を統合した新小学校を配置する。南校区は現状どおり沖小学校とする。

北校区における校地・校舎については、大和田小学校と上野口小学校のいずれかを使用することが必要となる。両校において、校地・校舎の状況に大きな差はみられないが、校区内の位置からみた通学距離、防災上の立地条件、耐震補強工事を施す場合の周辺道路状況などについて、双方を詳細に比較した場合、上野口小学校の校地・校舎を使用するほうが適切であるものとする。

お わ り に

本審議会では、門真市教育委員会より受けた3つの諮問の観点から、校区・学校配置の再編について具体的な審議がなされ、その結果として、校区の変更や小学校の再編統合について答申することとなりました。とりわけ、統合において、明治からの長い歴史を誇る伝統校の幕を下ろすことは、地元住民をはじめとする関係者にとっては、まさに心の拠り所の一つを失わせることにつながりかねません。また、これは歴史・伝統のみの問題ではなく、地域の生活態様、児童・生徒の学力向上、そのための適切な学校配置、小・中学校一貫教育、学校と地域とのつながり、地域教育コミュニティの再編などに大きく関わるものです。審議においても、当然賛否の意見が多数出され、熱心な議論が重ねられ、審議回数は審議会設置当初の想定を上回ることとなりました。その結果として、歴史・伝統を蔑ろにすることはあってはならないが、これからの子どもたちにとってより良い教育環境を整える、という前提に立った場合、門真市の教育にも大きな変革が必要です。古き良き歴史・伝統は引き継ぎつつ、門真の新たな教育、新たな学校を作り上げる観点での方策を選択いたしました。

伝統校の存続を訴える委員の思いは至極当然のものであり、その思いは、卒業生を始めとする地域住民、児童などの当該学校関係者の思いでもあります。教育委員会においては、本答申内容の実施にあたり、審議経過及び答申の内容を真摯に受け止め、関係者の思いを汲み上げたうえで、こうした代償に見合った、素晴らしい学校づくりがなされるよう、切に願うものであります。

最後に、これまで本審議会にご協力いただきました関係者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

資 料 編

資 料 目 次

1	附属機関に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	門真市学校適正配置審議会規則・・・・・・・・	2
3	市立小・中学校の校区再編及び適正配置について(諮問)・・・・・・・・	4
4	門真市学校適正配置審議会委員名簿(50音順)・・・・・・・・	5
5	門真市学校適正配置審議会資料一覧表・・・・・・・・	6
6	市立学校一覧・・・・・・・・	8
7	小・中学校の配置・校区図(現)・・・・・・・・	9
8	小・中学校の配置・校区図(答申内容反映)・・・・・・・・	11

1 附属機関に関する条例

昭和33年 3 月10日

門真市条例第 6 号

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除く
ほか執行機関の附属機関は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市長の附属機関

(略)

(2) 教育委員会の附属機関

(一行目略)

(二行目略)

門真市学校適正配置審議会

一部改正[平成10年門真市条例第 1 号・11年14号]

(担当事務)

第 2 条

(1 ～11略)

12 門真市学校適正配置審議会は、門真市立小学校及び中学校の規模及び配置
の適正化に関する必要な事項の調査及び審議に関する事務を担当するものと
する。

一部改正[平成10年門真市条例第 1 号・11年14号・12年 9 号・30号]

(委任)

第 3 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除く
ほか、第 1 条各号に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、
当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則 (平成12年12月22日門真市条例第30号)

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

2 門真市学校適正配置審議会規則

平成10年 7 月 1 日

門真市教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和33年条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、門真市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、門真市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、門真市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する事項について調査し、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表
- (3) 学校関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、その担当事務を処理するため、必要があるときは、関係者に対し、審議会の出席、資料の提出、その他必要な協力を求めることができる。

(答申)

第8条 委員長は、審議会の調査及び結果を取りまとめ、教育委員会に答申しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 委員及び第7条の規定により審議会に出席した関係人は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、学校教育部学校教育課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 市立小・中学校の校区再編及び適正配置について(諮問)

(写)

門 教 学 第 6 5 9 号

平成19年8月31日

門真市学校適正配置審議会

委 員 長 様

門真市教育委員会

教育委員長 岸本 典之

市立小・中学校の校区再編及び適正配置について（諮問）

門真市学校適正配置審議会規則第2条の規定に基づき、下記の件について、
貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 小学校区と中学校区の接続を図るための校区再編について
- 2 第二京阪道路建設に伴い分断される校区の再編について
- 3 小・中学校の適正配置について

4 門真市学校適正配置審議会 委員名簿（50 音順）

平成 20 年 12 月 8 日現在

No.	氏 名	所属団体等	区 分	委嘱期間	備考
1	池澤 義信	門真市自治連合会	市民の代表	A	現
2	今井 三郎	門真市小・中学校長会	学校関係者	A	現
3	植村 興	大阪府立大学名誉教授	学識経験者	A	現
4	沖田 謹三郎	NPO 法人教育支援・門真っ子	学識経験者	A	現
5	角 咲子	門真市小・中学校長会	学校関係者	A	現
6	木下 英志	門真市 PTA 協議会	市民の代表	C	現
7	坂田 信雄	門真市 PTA 協議会	市民の代表	A	現
8	島 善信	大阪教育大学教授	学識経験者	A	委員長
9	高橋 一寿	門真市小・中学校長会	学校関係者	C	現
10	高橋 清悦	門真市自治連合会	市民の代表	A	現
11	中井 真弓	門真市 PTA 協議会	市民の代表	C	現
12	中堀 昭博	門真市 PTA 協議会	市民の代表	B	
13	中村 三良	市民公募	市民の代表	A	現
14	中村 勉	門真市自治連合会	市民の代表	A	現
15	西岡 茂則	門真市 PTA 協議会	市民の代表	A	現
16	野村 強起	市民公募	市民の代表	A	現
17	藤江 宗一	元産業経済新聞社記者	学識経験者	A	副委員長
18	舟橋 國男	大阪大学名誉教授	学識経験者	A	現
19	増田 暁美	門真市 PTA 協議会	市民の代表	B	
20	松井 憲一	門真市小・中学校長会	学校関係者	B	
21	矢阪 英雄	元大阪芸術大学短期大学部教授	学識経験者	A	現

委嘱期間 A 平成 19 年 8 月 31 日～平成 21 年 8 月 30 日

B 平成 19 年 8 月 31 日～平成 20 年 4 月 23 日

C 平成 20 年 4 月 24 日～平成 21 年 8 月 30 日

備考欄の「現」は答申時の委員

5 門真市学校適正配置審議会 資料一覧表

回	資料 番号	資 料 名	開 催 日 時
1	1	門真市学校適正配置審議会委員名簿（50音順）	平成19年8月31日
	2	市立小・中学校の校区再編及び適正配置について（諮問）	
	3	附属機関に関する条例	
	4	門真市学校適正配置審議会規則	
	5	門真市学校適正配置審議会の会議公開要領（案）	
	6	門真市学校適正配置審議会の会議傍聴要領（案）	
	7	門真市学校適正配置審議会（第1次・第2次）諮問、答申内容	
	8	児童・生徒数・学級数の推計	
	9	小学校の中学校への進学先と人数	
	10	小・中学校の校区図	
2	11	第1回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成19年9月27日
	12	第1次答申及び第2次答申のうち、第3次審議会へ継続する項目	
	13	浜町中央小学校における統合のメリットについて	
	14	小・中学校の教室数	
3	15	第2回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成19年11月29日
	16	門真市小中一貫教育推進プラン	
4	17	第3回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成20年1月29日
	18	大和田小学校の中学校接続について	
5	19	第4回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成20年2月25日
	20	東小学校の中学校接続について	
	21	二中、四中、五中、七中校区の都市計画図	
	22	第二中学校施設配置図	
	23	門真市の交通事故発生場所	

回	資料 番号	資 料 名	開 催 日 時
6	2 4	第 5 回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成 20 年 5 月 16 日
	2 5	第四中学校区、第五中学校区の再編について	
	2 6	小・中一貫教育を推進するにあたっての校区見直しについて	
7	2 7	第 6 回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成 20 年 6 月 30 日
	2 8	第五中学校校区内の小学校再編について	
8	2 9	第 7 回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成 20 年 8 月 25 日
	3 0	校舎等施設の状況	
	3 1	通学上の課題	
	3 2	自治会区域・小学校区対比表	
9	3 3	第 8 回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成 20 年 10 月 2 日
	3 4	第二中学校区内の小学校再編について	
	3 5	校舎等施設の状況	
10	3 6	第 9 回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成 20 年 10 月 29 日
11	3 7	第 1 0 回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成 20 年 11 月 18 日
	3 8	校舎等施設の状況	
	3 9	第 3 次答申（案）	
12	4 0	第 1 1 回門真市学校適正配置審議会議事録（案）	平成 20 年 12 月 8 日
	4 1	第 3 次答申（第 2 案）	

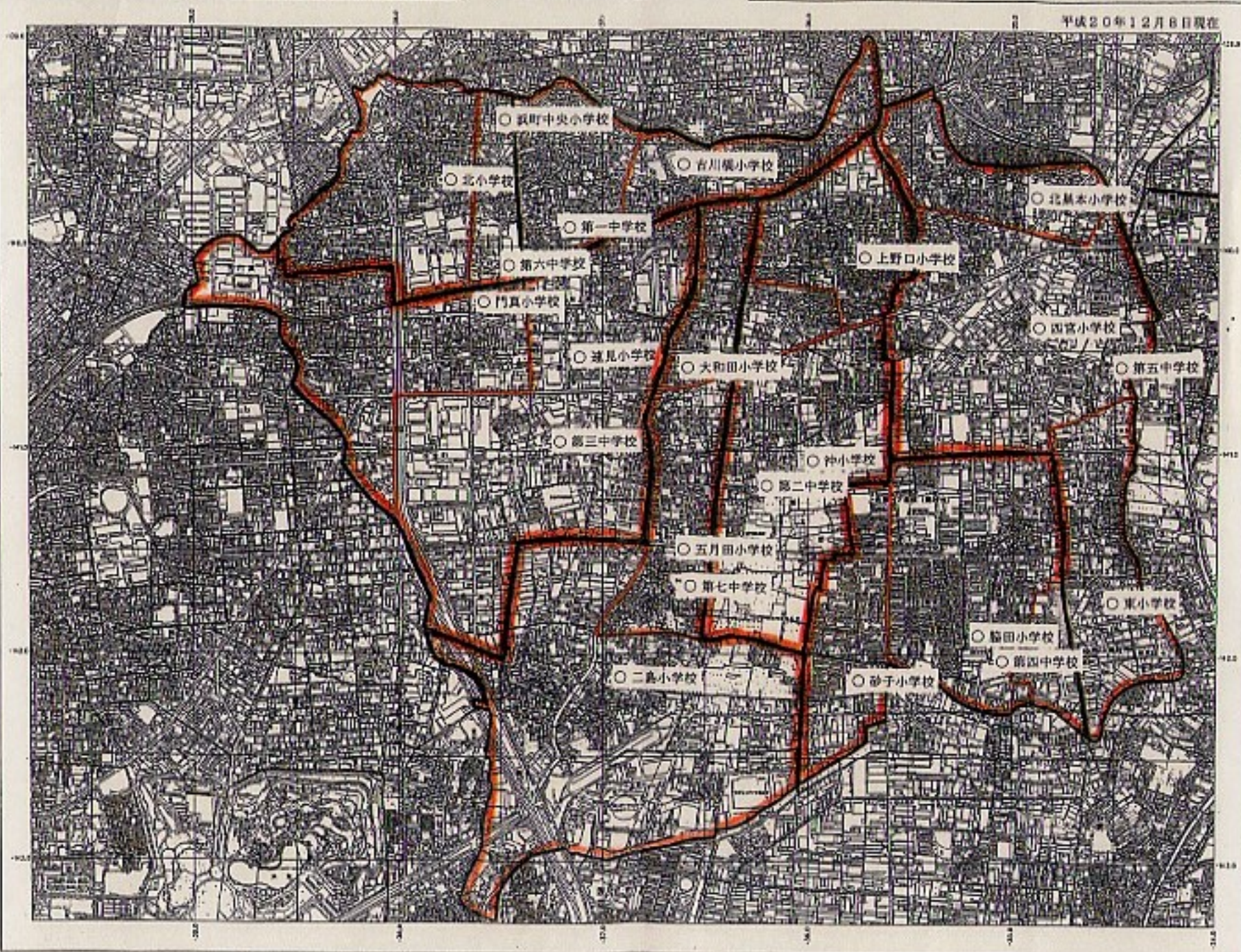
6 市立学校一覧

小学校

学校名	所在地	開校年月日
門真小学校	柳町 4－1	明治 5 年 6 月
大和田小学校	大橋町 2 1－4 6	明治 5 年 6 月
二島小学校	三ッ島 1 5 5 1	明治 8 年 4 月 3 日
四宮小学校	上馬伏 4 2 1	明治 7 年 1 0 月 1 2 日
北小学校	泉町 4－1 2	昭和 3 7 年 4 月 1 日
古川橋小学校	御堂町 1 8－9	昭和 4 0 年 4 月 1 日
沖小学校	沖町 2 8－1	昭和 4 5 年 4 月 1 日
上野口小学校	上野口町 3 1－1	昭和 4 6 年 4 月 1 日
速見小学校	速見町 4－1	昭和 4 6 年 4 月 1 日
脇田小学校	脇田町 4－1	昭和 4 7 年 4 月 1 日
北巢本小学校	北巢本町 2－1 1	昭和 4 9 年 4 月 1 日
五月田小学校	北島町 2 7－1	昭和 5 1 年 4 月 1 日
東小学校	岸和田 3－4 2－1	昭和 5 8 年 4 月 1 日
砂子小学校	三ッ島 1 0 9 7	平成 1 7 年 4 月 1 日
浜町中央小学校	浜町 2 2－2 1	平成 1 9 年 4 月 1 日

中学校

学校名	所在地	開校年月日
第一中学校	幸福町 1 1－5 2	昭和 2 3 年 9 月 1 日
第二中学校	沖町 1 0－1	昭和 3 8 年 4 月 1 日
第三中学校	柳田町 1 2－6	昭和 4 3 年 4 月 1 日
第四中学校	江端町 3－1	昭和 4 7 年 4 月 1 日
第五中学校	北岸和田 3－1 2－1	昭和 4 8 年 4 月 1 日
第六中学校	中町 1－2 5	昭和 5 3 年 4 月 1 日
第七中学校	北島町 2 9－1	昭和 5 3 年 4 月 1 日



小・中学校配置・校区図（答申内容反映）

